

判決概要④ (R6.1.17 仙台高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和元年 12 月 17 日 (事件番号 : 平成 25 年 (ワ) 第 178 号、平成 26 年 (ワ) 第 61 号、平成 27 年 (ワ) 第 72 号)
裁判所	山形地方裁判所 (民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 貝原信之、[裁判官] 日高真悟、板場敦子
一番原告らの請求内容の概要	原告らが、本件事故の発生によって損害を被ったとして、被告東電に対して、主位的に不法行為の損害賠償請求権に基づき、予備的に原賠法 3 条 1 項に基づき、また、被告国に対して、国賠法 1 条 1 項に基づき、連帯して、慰謝料等の支払いを求める事案。 ※ (出典) 地裁判決正本における「第 2 部 事案の概要等」第 1 節 事案の概要
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 6 年 1 月 17 日 (事件番号 : 令和 2 年(ネ)第 27 号)
裁判所	仙台高等裁判所 (第 1 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 石栗正子、[裁判官] 吉岡あゆみ、竹下慶
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間指針等に示された考え方を参考として、本件事故発生時における生活の本拠である市町村ごとに典型的に判断するのが相当 (P23) 。 ・発生時住所地等が帰還困難区域にある一番原告らについては、本件事故により、居住・移転の自由を侵害されたものであり、平穏な日常生活が阻害され、生活基盤を喪失したとして損害を認め、その精神的負担は大きいとして、慰謝料額を認定 (P23～24) 。 ・発生時住所地等が緊急時避難準備区域又は特定避難勧奨地点にある一番原告らについては、本件事故により、居住・移転の自由を侵害され、平穏な生活を送る利益を侵害されたとして損害を認め、慰謝料額を認定 (P26) 。 ・発生時住所地等が自主的避難等対象区域にある一番原告らについては、居住・移転の自由を侵害されたとはいえないが、平穏な生活を送る利益を侵害されたといえるとして損害を認め、子供・妊婦以外の者と、子供・妊婦に分けて慰謝料額を認定 (P24、29～32) 。 ・その他の事情による加算については、乳幼児と共にする避難は、通常の避難者に比べ精神的苦痛が大きく、放射線の感受性に関する認識に照らし、妊婦の精神的負担も相応に大きいといえ、また、世帯全体で避難することが、様々な事情でできなかった場合に、子供は、両親とともに生活することができなくなり、これに伴う日常生活の阻害も相当に大きいものといえるから、中間指針第五次追補における指摘も踏まえ、一番原告らの個別事情の中でも上記の各事情については、慰謝料額の算定に当たり、別途考慮して算定 (P27) 。

	<p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <p>原則として、以下のとおり認定した上で、個別事情に応じて加算。</p> <p>①帰還困難区域について、1580 万円（P24）</p> <p>②緊急時避難準備区域について、230 万円（P26）</p> <p>③特定避難勧奨区域について、一般 520 万円、子供 550 万円（P29）</p> <p>④自主的避難等対象区域について、一般 20 万円、子供・妊婦 8～48 万円（P24～25、30～32）</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・中間指針等の考え方は、不法行為による損害賠償請求の一般的な考え方であって合理性を有するものであり、第五次追補までに示された精神的損害の原因には、本件原発周辺の住民が本件事故により被ったものといえる精神的な苦痛の原因となる事情が含まれており、一番原告らが被った精神的損害に対する賠償額を認定するにあたり、中間指針等に示された考え方を参考として検討し、判断するのが相当である。（P23）</p>
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 8 年 1 月 22 日（事件番号：令和 6 年(オ)第 1214 号、令和 6 年(受)第 1565 号)
裁判所	最高裁判所（第一小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村愼
決定の内容 （上告/上告受理申し立て）	[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	帰還困難区域	緊急時避難準備区域	特定避難勧奨地点 (※1)	自主的避難等対象区域
認定慰謝料額	1580万円	230万円	一般 520万円 子供 550万円	一般 20万円 子供・妊婦 8～48万円 (※2)
第五次追補を踏まえた東電基準	1580万円	230万円	一般 520万円 子供・妊婦 550万円	一般 20万円 子供・妊婦 52万円
中間指針ないし中間指針第五次追補	1580万円	230万円	一般 520万円 子供・妊婦 550万円	一般 20万円 子供・妊婦 40万円
確定 7 判決での認定額	1500～1850万円	230～366万円	540～580万円	一般 8～70万円 子供・妊婦 40～146万円

※1 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害に係る慰謝料を含む。

※2 対象の期間に応じ、個別事情を考慮し慰謝料を算定。